

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

※平成28年度児童福祉法等改正法の参議院附帯決議

「自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

「都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。」

## 【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1自治体当たり：8,175千円

【補助率】定額（国：10/10相当）

## <取組例>

子ども



訴え・通報

(例)

- ・児童相談所に保護を求めたが、手続きを進めてくれない。
- ・一時保護中に、指導員の不適切な言動があった。

○子どもの権利擁護電話相談

子どもからの相談に対して相談内容に応じたアドバイスを実施。必要に応じて権利擁護専門員による面接相談に引き継ぎ。



○子どもの権利擁護専門員による子どもとの面接

権利侵害の事実の調査、助言・調整の実施



他機関紹介

協力

事例の協議、  
対応結果報告

関係機関（児童相談所、福祉事務所、児童委員等）

調査

助言・調整

必要に応じ、  
事案の付議

行政



施設



家庭



児童福祉審議会

全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、ガイドラインに基づく仕組みのモデル的な実施を支援